

日本船舶であることの証明書の交付申請

日本船舶であることの証明書交付規則(以下「交付規則」)第2条
(船舶法、小型船舶登録法により登録されていない日本船舶：バージ等)

【申請対象者】

船舶所有者(又は代理人)

【提出時期】

対象の日本船舶を国際航海に従事させようとするとき

【申請書様式】

日本船舶であることの証明書交付申請書

【添付書類】

- ・船舶の船体に船名が表示されていることを確認することができる書面
- ・以下の事項の事実を証明する書面
 - ・船舶の種類
 - ・船籍港
 - ・船舶の長さ、幅及び深さ
 - ・推進機関を有するものにあってはその種類及び型式
 - ・所有者の氏名又は名称及び住所
- ・船舶の総トン数を確認することができる書面

【手数料】

- ・日本船舶であることの証明書交付手数料(交付規則第7条)
3,400円
※申請書の所定の場所に収入印紙を貼付

【申請先】

最寄りの地方運輸局(神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む)
又は、運輸支局(事務所)

※備考

交付の日から起算して6年間有効ですが、所有者が変更となったとき、国籍又は船名が変更されたとき、船舶が沈没したり存否が3ヶ月間不明になったとき等は効力を失い、返納する必要があります。

記載事項に変更(所有者又は船名の変更を除く。)があった場合は書換、滅失等による再交付の手続きもあります。

書換、再交付にかかる申請手続き等についてはお問い合わせください。